

第12回 佐賀県地域年金事業運営調整会議 議事録

開催日時：令和元年7月24日（水） 14時00分～16時00分

開催場所：グランデはがくれ 3階 天山の間

出席者：委員 10名

日本年金機構 6名

オブザーバー：県内年金事務所長2名（唐津、武雄）

議 事

1. 開会 佐賀年金事務所 秀野 繁弘 副所長（併任 総務調整課長）

2. あいさつ

・日本年金機構 佐賀年金事務所 内田 直子 所長

・日本年金機構 博多年金事務所 石本 泰之 所長

・日本年金機構 九州地域第一部 東園 一也 部長

3. 委員紹介

4. 議題

議題 1 平成30年度地域年金展開事業実施結果報告

資料2 第12回地域年金事業運営調整会議の3～27ページにより対前年比等及び平成30年度の会議における主なご提言への取り組み状況について説明。

議題 2 令和元年度地域年金展開事業実施計画等

資料2 第12回地域年金事業運営調整会議の28～35ページ「令和元年度取組方針」及び「令和元年度事業計画」により説明。

議題 3 その他

「平成30年度年金セミナーアンケート集計結果」について、資料3を使用して説明。

各委員より、議題1、議題2及び議題3に関する質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

●主なご意見等●

【平成30年度地域年金展開事業実施報告について】

(委員)

冒頭の挨拶の中で、若い方にターゲットを移さないと収納率は上がらないという問題意識はよくわかった。長く続けていかないとそう簡単にできるものではない。これからフリーランス等の自営業の方が増えてくると思うが、その方々は制度の中でどの辺りで吸収するイメージを持っているのか。

(事務局)

国民年金制度の中で納付猶予制度があります。これは、納付困難な場合、保険料を納めてもらってないので年金額には反映しませんが、未納期間とはならず、年金の受給資格期間を計算するときには期間計算に含めるという制度ですが、この制度の対象者が、元々30歳未満までであったものが50歳未満までに拡大されました。それに該当される方々にターゲットを絞っての説明会等まではできておりません。

ですが現在、国民年金の収納対策として、年齢で区切る、納付の条件で区切る等、様々な約10のカテゴリーに分けて、そのカテゴリーにあったいろんな制度をご案内しつつ納付勧奨しているところです。そういったところで、ある程度は制度のご案内が網羅できていると思っております。

収納対策というのは基本的には未納期間がある方が対象となります。納めていただいている方には通常の納付書しか送付されないので、万遍なく様々な方々に制度周知が図られているかという疑問があります。ざっと思い浮かぶところではそういうところです。ただ、年金定期便をお誕生月にすべての加入者に送付しているので、そういうところでも年金制度に対する接点はあるのではないかと考えております。

(委員)

学生納付特例の指定校について、厚生局も指定に関して事業計画にあげていて、前年度実績を下回らないという目標を掲げている。9月にアンケートを対象校に協力依頼の文書を送付しているが、「リーフレットが欲しい」とか「セミナーを実施してほしい」とかの要望に関しては、機構の方に依頼をすることになるが、その時は協力をお願いしたい。

(事務局)

アンケート結果は提供いただいているので、ご要望があるところにはリーフレットの送付、セミナー実施の相談等アプローチしているところであり、引き続き取り組んでいきます。

(委員)

平成 30 年度の事業実施結果について、中学校の年金セミナーの実績がないが、各県の運営調整会議に出席すると、県によっては「鉄は熱いうちに打て」ということで実施されているところもある。カリキュラムの関係で実施が難しいところもあるかもしれないが、実施を検討いただきたい。

(事務局)

本部のガイドライン等では小学校までもターゲットにセミナーを実施するような計画になっており、確かに小さいうちから年金の情報を提供して認知してもらうのがベストではあります。年金セミナー事業は、年々実施回数が増えてきていますが、職員が専任で担当しているわけではなく、本来業務をやりながら実施しています。この状況の中で、高校についても拡大していきたいし、大学や専門学校も全校実施できていないのでアプローチをかけていきたいし、更には留学生も増えておりセミナーも拡大したいと考えており、中学生向けも実施したいという思いは山々ですが、優先順位的には、大学、高校、留学生の次になってしまいます。今後、検討して参りたいと思います。

(委員)

地域型年金委員の件、一点目は、地域型年金委員の任務について、どこまで線を引きかということ。確かに地域の中で地域の住民の皆様に色々な年金相談を受けるというのが一番の理想であるが、なかなか一般の人がそういった相談を受けるとするのは、今の複雑な年金制度の中で、非常に難しいのではないかと。では、どこまでやっていただくか。先ほど事務局が言われたように年金事務所との橋渡しをしてもらいたい。それくらいの考えで委嘱するともっとやりやすいのではないかと思います。

二点目は、地域型年金委員の委嘱が高齢者に偏っていること。地域型年金委員は、社会保険 OB 会や年金受給者協会からの人材である。年金受給者協会について当初は、それぞれの地区に地区委員がいらっしゃるのですが、その方たちに委嘱をしたが、それから 10 年経って、それぞれの地区委員が高齢となり、もちろんお亡くなりになった方もあるし、体の自由が利かないという方も沢山いらっしゃって、資料 2 の 21 ページの表にあるとおり、年々減って 14 名になった。社会保険 OB 会の方は、平成 30 年度 18 人に増えているが、これは内田所長一人の頑張りだと私は思っている。OB 会の一人一人に声をかけて、「お願いします！」と言ってもらい委嘱を受けていただいた。

今後社会保険 OB 会、年金受給者協会に属する高齢者を年金委員のターゲットにするのではなく、もうちょっと若い方、社会保険労務士会は恐らく若い方がいらっしゃ

と思うので、社会保険労務士会はもちろんだが、その他の所で、もっと若い人に地域型年金委員の委嘱をお願いできるような対象者の方がいらっしやらないのか。例えば、社会保険OB会には入っていないが、若くて辞めた職員も結構いらっしやると思うし、市町村役場の職員さんなどもターゲットにすることを考えてはどうかと思う。

先ほど事務局から地域型年金委員の研修会を、少ないので県内一ヶ所をしたいといった話があったが、そうなると武雄・唐津の委員さんたちは増々来にくくなるし、高齢者が多いので出席率に影響する。若い地域型年金委員の委嘱を増やして、また元の3地区で研修実施が出来るように私も協力したいと思っているので、任務内容や委員高齢化について考えてもらいたい。

(事務局)

おっしゃるように、地域型年金委員の研修会を県一本でやることについては、苦しい判断ではありました。ただ、研修会の参加が二人などという会場があり、受講者の方が「次からは、もう行かなくてもいいか」となってしまうのではないか、という危惧がり、結果として大変遠くになって申し訳ないことですが、佐賀までお越しいただき、県内全体で実施することとしました。そこには顔見知りの方や他にはこんなにもいるのかと、委員さん同士が親交を図っていただける場にもなるのではないかという思いもあります。今年度はお試しの意味も含めて佐賀で開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員)

地域型年金委員が、現在県内に43名いらっしやるが、実際にどなたが年金委員をやられているのか、また、その年金委員に年金のことを相談に行かれる方はそもそもいるのか。そういった相談を受けたという実績の把握はなされているのか。

(事務局)

実績をご報告いただくようにはなっておらず、統計はとっていません。ただ、お会いする中で、実際、年金のことを相談というよりも、「こんなものが届いたのだけど・・・」というようなお話を聞かれる場面があるようで、その届いたもの（改定通知書であるとか）の意味やどういうものなのかということくらいは、ご存じであれば回答いただいているところですが、先ほどの「なごみ便り」をご覧いただくと、「こんなものが届きますよ」と時期的なご案内があるので、ご承知いただいているところをお話いただいているところもあるようです。先ほど受給者協会の委員からお話があったように、年金事務所との橋渡しということで、これは年金事務所に相談した方がよいとか、年金ダイヤル等相談するツールもありますので、「こういう所に電話すればいいよ」とか、そういうことをご案内いただくだけでも全然違いますので、そういったところで

ご協力いただければと考えています。

(委員)

県内に 43 名の地域型年金委員がいらっしゃって、例えば社会保険 OB の方には年金のことを聞きに行かれるかもしれないが、そんなに目に見えて実績とかがあることはないと思う。年金機構で時間外の相談とか電話相談をしていることを考えると、地域型年金委員に敢えて活動してもらう意味はそんなにないのではないかと思う。

(事務局)

もともと今の組織になる前の時代に、お勤めの会社の中で活動いただく社会保険委員がおられて、国民年金制度においては国民年金委員がおられた中で、それぞれ職域型と地域型に移行したと理解しています。年金事業を運営する立場としては、職場だけではなく地域に根差して、サポーター的な役割を果たしていただく方がいらっしゃるのであれば、それに越したことはないのではないかと思います。

委嘱の仕方に課題があるのではないかと思います。県内全域を 43 名の方にサポートいただくのは難しいと思いますが、九州の中でも鹿児島県の例を挙げれば民生委員の方にお願ひして、いろんなことをよろず相談的に受けられる中で、年金のことに關しても一役担っていただいて取組んでいるところもあります。委嘱が拡大できればもっと委員相互の交流もでき、取組みを強化できるのではないかと考えます。

(委員)

一般の方で年金の相談に来られても、中々詳しいところまで説明できる人はそんなにいないと思われ、先ほど言われたように年金事務所の電話番号をご案内するぐらいのことだと思う。それならば、地域型年金委員の在り方を見直した方がよいのではないかと思う。

(事務局)

職域型年金委員の方からも似たようなご意見をいただくこともあります。事務所レベルで整理できる問題ではなく、大きな課題であると認識しています。

(委員)

10 月から新しく年金生活者支援給付金制度が始まります。新制度開始時には、よく詐欺っぽいことが起こったりして、年金事務所の負担が増えるのではないかと思う。そのような場合、どのように対応しようと考えているのか。例えば、市町村職員に対して、あらかじめ何か周知する等の準備はしているのか。

(事務局)

それは、詐欺防止の観点からですか。

(委員)

詐欺防止の観点なのか、正確に制度のことをお知らせするというのか、手続きをお知らせするというのか……。どの辺りを年金事務所はお考えになっているのか。

(事務局)

平成 30 年度に市町向けの研修会の開催が増えたのも、そういった制度の説明会を実施した経過でもあります。年金生活者支援給付金制度自体は、既に年金をもらっていらっしゃる方は本部からターンアラウンド方式のはがきが送付されるので、それを出してもらい。それで済めば、直接お客様が窓口へ足を運ぶ必要もない訳です。ただ、何かが届いたということで、ご来所いただいたりすることもあるかと思えます。

市町の方でも受け付けていただく訳ですから、事務手続き等のご説明は、先ほどの研修会等でやらせていただいておりますし、「かけはし」等で定期的に情報提供し、ご案内しているところでもあります。それは、特段、年金事務所というより本部の全国統一された取り組みとしてやっているところであるため、その他に詐欺防止のために特段、何かをしているということはありません。

(委員)

水道局や年金事務所を名乗って、騙す人が出て来るのではないかと考えていました。

(機構本部)

先ほど、ご挨拶で申し上げたのですが、専用ダイヤルを作りますので、もし、ご案内を差し上げるときに何かご質問等があれば、こちらの電話番号へお尋ねいただければ、手続き等をご説明させていただくようになるかと思えます。元々、年金を受給されている方なので、敢えて口座番号を聞くとか、通常の振り込め詐欺のような内容であれば、疑って電話を切っていただくという形になると思えます。

(委員)

私の感覚だが、しっかりしている方は、詐欺にあった時に自分でこれは変だと気が付いて対応されると思うが、年齢が高い方は対応が難しいと思う。そういった意味で詐欺等にかからないような周知・広報をした方が良いのではないかと。

(委員)

全国健康保険協会の方でも同じようなことがあるが、周知・広報を行っている。行

政に携わる部署として、それはやるべきではないか。

(事務局)

おっしゃる通りです。周知手段としては、市町で発行されている広報誌が一番情報の行き渡るツールであると思いますので、市町のご協力を得ながら取り組めればと思います。

(委員)

広報誌への掲載依頼があればこちらとしても協力していきたい。そのためには、早い段階で情報提供いただきたい。そうしないと情報が1ヶ月遅れになってしまう。

(事務局)

記事の掲載を依頼するにあたっては、できる限り早い段階での情報提供をしていきたいと思います。

(委員)

今、機構で問題なのは国民年金の加入及び納付率だと思う。広報する時に「年金が貰えないと困るんですよ」というように、しっかりとしたアピールをしてもらいたい。年金事務所だけの問題ではなく、国全体で取り組んで貰う必要があると思うが。

(事務局)

国ベースでの広報は可能な限りでやってもらっているものと思いますが、事務所ベースでの広報は、予算の手立てがないので、市町の広報誌への掲載や関係団体への協力依頼、年金委員の方への協力依頼、教育分野においては学校での年金セミナー等で実施しているところであり、今後も地道に取り組んで参ります。

(委員)

ハローワークでは、中学生が職場体験に行く前に「働くこととはこういうものなのだよ」というような講義を中学校からの要請で行っている。県の学校教育課との連携の下で行っているが、アプローチをかけるのではなく学校の方から要請がある。そのような若いうちからの教育も必要ではないか。

(事務局)

ハローワークさんが中学校で講義をされていることは初めてうかがいましたが、おっしゃるとおり必要性は大いにありと認識しています。講師の育成と並行してセミナーの実施校の拡大も検討していきたいと思います。